ルーマニアからの木材調達におけるデューデリジェンス実態アンケート 結果まとめ

2022 年4月1日公表 Environmental Investigation Agency(EIA) 認定 NPO 法人 国際環境 NGO FoE Japan 一般財団法人 地球・人間環境フォーラム

1. はじめに

欧州最後の原生林の大部分が残るルーマニアにおいて違法伐採問題は深刻で、同国政府自らが「控えめに見積もっても国内で伐採される原木の半分が違法」と認め、国内メディアの監視も高まるなど、一般市民にも深刻な問題として認識されています。

米国 NGO の EIA(Environmental Investigation Agency、環境調査エージェンシー)は、2015 年から ルーマニア及び周辺国における違法伐採と森林減少の背景には、オーストリアの製材業大手の HS ティンバー社 1 の企業活動と日本の木材消費があると指摘し、日本の関係企業に対して適切な対応を促すため情報提供を行ってきました。

日本側の関係企業による持続可能な木材調達のためのデューデリジェンス (DD) が進展を見せていると評価できる部分もある一方で、残念ながらメディア報告などからも、現地においては引き続き違法木材流通、汚職、人権問題の改善の進捗は思わしくありません。

そこで、ルーマニア材製品を輸入する日本企業による木材調達における取組内容や進捗状況を改めて 把握するため、本アンケート調査を実施しました 2 。

2. 調査概要

○調査時期: 2021 年 12 月 15 日~2022 年 1 月 20 日

○調査方法: EIA により 2016 年に発行されたルーマニアに関するレポート「Built on Lies: New Homes in Japan Destroy Old Forests in Europe(偽上の住宅~日本の新築住宅の犠牲になる欧州の原生林)」に 掲載されたオーストリアの製材業大手の HS ティンバー社の日本側取引先の上位 8 社およびグループ会社 2 社の計 10 社に対し、郵送またウェブページ上での回答方法によるアンケート調査を行った。 さらに、アンケート回収後、いくつかの事業者に個別メールおよび電話により聞き取り調査を行った。

○有効回答数: 5件

○アンケートを送付した企業名(50 音順):伊藤忠商事株式会社、伊藤忠建材株式会社、SMB 建材株式会社、ジャパン建材株式会社、住友林業株式会社、双日株式会社、双日建材株式会社、ナイス株式会社、阪和興業株式会社、銘建工業株式会社

○回答した企業名(50 音順): 伊藤忠建材株式会社³、ジャパン建材株式会社、双日株式会社⁴、双日建材株式会社、阪和興業株式会社、銘建工業株式会社

¹ 前社名は Holzindustrie Schweighofer。現在は HS ティンバーグループに社名変更。

² アンケート票の詳細はウェブサイト https://fairwood.jp/document/211215roquestionnaire/を参照 3伊藤忠は、現在取り扱いがないとして、伊藤忠建材のみ回答

⁴ DD の方法および木材調達方針は、双日株式会社に従うため、両者合同で回答

3. ルーマニアからの木材製品に関する背景情報

欧州およびロシア圏から日本向けに輸出されるホワイトウッド(スプルース)、レッドウッド(オウシュウアカマツ、パイン)は、我が国の市場において、住宅向けの製材や柱・梁などの構造用集成材として広く利用されており、集成材の部材であるラミナを輸入した国内での集成材への加工も活発に行われている。

その木材製品の製造地のひとつであるルーマニアは、欧州内で最後と言われる原生林を持つ国(欧州の原生林の 2/3))であると同時に、政治的な汚職やガナバンスの脆弱性の問題が指摘されており、ルーマニア政府の発表でも、国内伐採のほぼ半分が違法だとされてきた。

その後、2015 年に米国の NGO である環境調査エージェンシー(EIA)によるシュバイクホファー社 (現 HS ティンバーグループ) に関する調査報告書が公表され、同社による違法木材の受け入れの実態 が明らかにされた。また、2016 年には新たな報告書が公表され、同社の製品の主要な輸出先としての日本にスポットが当てられ、我が国の住宅産業において一般的に利用されるホワイトウッド、レッドウッド製品の違法リスクが指摘されてきた。

これらの報告により指摘された違法リスクは、以下の3つに大別された。

- ・ 【伐採地での違法行為】衛生伐採許可の乱用、国立公園内の伐採、コンセッション外での伐採等
- ・ 【運搬中の違法行為】共有減書類の欠落または偽造、供給源書類の複数回の使用等
- 【製材所での違法行為】違法木材の受領等

EIAによる 2015 年に報告が公表された後、森林認証制度の一つである FSC による同社に対する詳細 な調査が実施され、2017 年には FSC の方針に違反したとして FSC との関係が断絶され、取得していた 認証も剥奪されている。これ以降も EIA や政府当局による調査は継続され、新たな違法リスクとして、数百箇所に及ぶ木材集積所 (Depot) からの調達におけるトレーサビリティの欠落や、山土場 (Lording Point) における違法材の混入リスクが指摘された7。またルーマニア政府による同社およびサプライヤー に対する調査も行われ、違法性が指摘されている。

2021 年 11 月に FSC が同社との関係回復を行っているが、ルーマニア国内のガバナンスリスクは依然として高く、製品を製造するための木材の供給源はルーマニア国内・国外ともに膨大に存在することを加味すると、我が国に輸入される製品のトレーサビリティの担保および違法リスクの排除には、事業者による厳密な DD の実施が不可欠な状況にある。

4. 考察とまとめ

今回、回答があった5社は、リスクの特定と低減に取り組んでいるが、それぞれ異なる判断基準をもっていることが明らかとなった。以下、アンケートにより得られた結果を、木材デューデリジェンス(DD)のプロセスで重要な「情報へのアクセス」、「リスク評価/判断」、「リスク低減」に沿って考察する。

⁵ [Stealing the Last Forest], EIA, 2015

^{6 |} Built on Lies: New Homes in Japan Destroy Old Forests in Europe J. EIA. 2016

⁷ 「Behind the Scenes: How Log Yards Hide the Destruction of Europe's Ancient Forests」、EIA、2018

1.情報へのアクセス

問1の取り扱い製品、および問3のトレーサビリティに関する回答を参照すると、ホワイトウッド製品には、ルーマニア産材および外国産材(ルーマニア以外の国)が、レッドウッド製品には、ルーマニア以外の外国産材の管理状況が紐づけられる。加えて、問3の回答により、ルーマニア産材と外国産材別に収集されているトレーサビリティ情報が明らかになっている。

ルーマニア産材のトレーサビリティについては、5 社中 2 社が最小林班または切り株までの遡及を行っているが、うち 1 社は森林経営 (FM) 関連の詳細な情報にまでアクセスしている。伐採地までのトレーサビリティを把握する上で森林認証材を調達することのみでは困難であるため、森林認証制度をトレーサビリティの確認のツールとしていない点は非常に重要である。但し、同社においても木材集積所 (Depot) より川上の厳密な調達量については、変化等があるために特定はできないため、調達量全量の情報が得られているのは伐採国までとしている。ルーマニアの違法伐採問題は、国内に数百カ所あるとされている木材集積所における違法木材の混入が大きな要因となっている現状を考えると、今回のアンケート回答企業の中で最も丁寧な情報収集を行っているケースでも課題が残る。

これに対し、その他の2社は、伐採国がルーマニアであることを把握していることに加えて、そのほかのトレーサビリティに関する情報はPEFC森林認証(CoCドキュメントあるいは管理材)で充たしている。問4の回答からも分かる通り、5社中2社はルーマニア政府、国際的な調査機関、報道機関、NGO等の民間機関による違法操業の事例はリスクとして捉えていない。

また残る 1 社は、「ルーマニア国内に位置する製材工場まで」の遡及のみを行い、それより上流の情報や森林認証の参照も行っていない。2021 年 11 月に欧州委員会により公表された「森林破壊防止のためのデューデリジェンス義務化規則案」では、伐採地を確認できないルーマニア材はリスクが高いと判断され、輸出禁止になる想定であるという情報もあることから、森林認証の有無以外の情報へのアクセスが今後は重要となると考えられる。

ルーマニア産材以外の外国産材については、伐採された地域まで把握しているのは1社のみであった。この1社を含む4社は、伐採国と森林認証の有無のセットで基本的な合法性を確認し、ルーマニア側の業者からの追加的な情報(仕入先国リスト、原産国情報、同業者によるDD関連書類)の入手により総量としてのトレーサビリティを確認している。なお、伐採国の法令順守に関連した情報へのアクセスは全社が行っていない。すなわち、これより上流の合法性確認は、調達先からの追加的な情報に左右されることになるが、隣接するウクライナなど違法性リスクが高いとされる国も想定されることから、それぞれの伐採国の法令への順守を何により証明したのか、特に高リスクの伐採国については、調達先から詳細な情報を得る必要があるだろう。

2.リスク評価/判断

問4のリスク判断においては、全5社中3社が調達先およびその国の政府からの情報以外の第三者機関からの様々な情報もリスク判断に用いている。他の2社は、外部の第三者機関からの情報は用いず、調達先からの合法性証明、あるいは合法性等に関する十分な情報が得られない場合のみにリスクを判断する1社と、調達を行う国等の政府機関による違法操業の事例のみをリスクと判断する1社となっている。

問2の「以前は調達していたが取り扱いをやめた材の有無」では、問4で第三者機関からの情報もリスク判断に用いていた3社のうちの1社が具体的なリスク判断のプロセスを回答している。具体的には、NGOであるEIAによるレターあるいはEarthsightのレポート公表により違法伐採リスクの可能性ありと判断した上で、同社調達方針に沿った評価を行い、リスク低減措置へとつなげている。

3.リスクの低減

「情報へのアクセス」と「リスク評価/判断」を基に、リスクがあると判断し、問5の追加的措置を講じているのが3社だった。そのうち1社は追加的な情報収集を行ったのち、一部商品の取引を停止している。他の2社は、一部製品について違法リスクが十分に低くないと判断しているが、取引先との対話を低減措置の一環として位置づけ、取引自体は継続している。

追加的措置を講じていない2社は、調達先からの情報と森林認証の有無により違法リスクが低いと判断している。

問6のルーマニアの特定の事業者がFSCにより関係断絶された際の対応は、上記2のリスク判断に基づき、上記1の情報へのアクセスが改めて試みられた上でリスク低減措置を行った各社のDDのプロセスと対応していると考えられるが、5社のうち4社は、現地訪問によるDDを実施したと回答している。また1社は、「PEFC認証により合法性確認を行った」としている。

まとめ

ルーマニアからの木材製品の輸入にあたり、リスクへの対応において各社がそれぞれ異なる判断基準 によって行っていることが明確になった。

DD をどこまで行うかは、事業者の主体的な判断に委ねられているが、そこでは自社の木材調達方針および DD システム (DDS) のなかに外部評価など客観的な指標が組み込まれていることが重要であり、結果として違法リスクが排除されたかどうかを外部に向けて説明する根拠となる。しかし、このような客観的な指標をもった調達方針および DDS を持たない場合には、自社の判断を客観的に証明するには、政府機関等が発行する数々の証明書を、信頼性も不確かなままに収集するしかない。そこでは事業者による主体的な判断が失われることになる。

これは森林認証を絶対的な証明と考えた場合にも同様の弊害を生む。ルーマニアからの木材製品の輸入においては、CoC がつながった製品はなく、PEFC 管理材の製品が主である。つまり認証制度が保証する「認証材」とは異なる非認証材製品である点は明確に区別する必要がある。非認証材製品の取扱いについては認証機関への報告義務が発生しないことから、輸出・輸入双方の企業が CoC 認証を保有している場合でも、各社が製品の樹種や出所についての説明責任を負わなければならない点は注意が必要である。

回答のあった5社のうち、自社木材調達方針に沿ったDDのプロセスを回答したのは1社に留まっており、そのほかの事業者は違法リスクがないことを外部に示すための方針およびDDSがない状況と言える。

こうした各社の対応状況を踏まえながら、これまでルーマニア材について指摘されてきた違法な事例 に立ち返った場合、まだいくつかの違法リスクが解消されていない可能性も無視できない。以下に、引き続き考慮すべきと思われる項目を挙げる。

(1)伐採地の森林経営情報へのアクセス

本アンケート問3で回答された通り、トレーサビリティに関して、伐採地の森林経営の情報までアクセスしているのは1社のみであり、同社においても数百ある木材集積所からの「調達量に変化がある」ために、全体量においてトレースできた割合を明記するのは難しい状況にある。しかしながら、1.ルーマニアにおける伐採が天然林(原生林)に由来していること、2.ルーマニア政府による違法事例の摘発が複数回にわたり行われた経緯があること、3.木材集積所による集材および品質による選別の実態の

不透明さが問題視されていることを加味すると、特定のトレーサビリティが明確であることだけでは違法リスクの低減には不十分である。木材集積所を基点としながらも、関連する各伐採地における森林経営の実態を確認することをスコープに入れた DD が重要になると考えられる。

(2)森林認証の信頼性の評価

問3のトレーサビリティの確認、および問5のリスクの低減の双方において、PEFC認証によりそれらを担保している回答が3社であり、FSC認証材を利用しているという回答はなかった。上述した通り、ルーマニア材の違法リスク低減するためには、個々のサプライチェーンにおける森林経営情報へのアクセスが必要であるなか、ルーマニア国内のPEFC/RFCS(Romanian Forest Certification Scheme)のFM認証取得者が1主体のみであること(2022年3月時点)も加味した場合、PEFC管理材8というステータスのみでは、ルーマニア産材のホワイトウッドの違法リスクを十分に低減し得るかは疑問が残る。ルーマニアの伐採地における違法リスク、流通経路(山土場、木材集積所)における出所の違う木材との混在によるトレーサビリティの分断を考えると、PEFC管理材を信頼性のある確認ツールとすることは難しい。

また、認証制度に関する EU による分析⁹では、FSC であっても問題がある旨が指摘されており、EU の新規制では認証制度に依存しないようにと、特に言及があることから、日本への流通の場合でも、森林認証材であることのみにより伐採の合法性を担保することができない点は留意すべきである。

(3)違法性が十分低くないと判断された場合の対話の期限(低減措置の効果検証)

問5のリスク低減措置として2社が、違法リスクが低くないと判断しながらも、取引を継続しながら 取引先との対話を継続中と回答している。このような合法性の担保できないグレーな製品については、 合法性を担保するための対応が一定期間内に行われることが望ましいことから、対話についても明確な 期限が設定されなければならない。

5. アンケート集計結果(詳細)

(1)ルーマニアから輸入している製材品について(問1)

回答を得た5社のうち、3社がホワイトウッド、レッドウッドの両製品の輸入を継続しており、1社がホワイトウッドのみ、残る1社が両製品の輸入を停止している。

(2)以前は調達していたが取り扱いをやめた材の有無、および止めた場合の理由について(問2) 回答を得た5社のうち、2社が製品輸入の一部停止あるいは全面的な停止を行っている。このうち、 一部製品の輸入停止を行った1社は、その理由として以下のように回答している。

ホワイトウッドについて:

「2016 年 6 月 EIA より HST 社がルーマニアにおいて違法伐採を助長している懸念があるとのレターを受領。本レターをきっかけに HS ティンバー社との取引を一時停止、違法行為の真偽を正す為の対話を同社と開始した。2017 年 2 月 FSC が同社との関係断絶を発表したことを受け、同社との

⁸ 注記: PEFC 管理材 (Controlled Sources) は、FSC の非認証材 (FSC-CW 材と管理原材料) の区分けと異なり、非認証材を一括りとして、PEFC-CoC 認証取得企業が実施する DD により判断しているのみである点が明確に異なる。

 $^{^9}$ 出所: https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/afa5e0df-fb19-11eb-b520-01aa75ed71a1/language-en

取引継続は自社木材調達方針に沿わない可能性があると判断し、ホワイトウッド・レッドウッドを含む全ての同社との取引を停止した。2017年4月弊社グループ社員による第一回目の現地DDを実施。本 DD により現地法制及び同社のルーマニアにおける原料調達方法や違法材排除の為の取り組みが確認できたことから、自社木材調達方針に反しないとの判断に至り同年 4 月から従前より小さな規模で取引を再開した。」

レッドウッドについて:

「2018 年 7 月 Earthsight が HST 社のウクライナからの違法材調達の可能性に関するレポートを発表したことを受け、2018 年 10 月同社が主にウクライナから原料調達していたレッドウッド製品の取扱規模を大幅に縮小すると共に同社のウクライナからの原料調達に関する対話を開始した。以降半年に亘るデスクトップ調査結果、ウクライナからの原料調達に関する懸念が払拭できなかったことから、2019 年 3 月同社のレッドウッド製品取り扱いを完全に停止した。

2019 年 11 月に実施した弊社グループ社員による第二回現地 DD で、同社のウクライナ産材の DD 結果を検証した結果、リスクは十分緩和されていると判断したが、取引再開条件をウクライナ現地 DD 結果次第とし、現在も同社とのレッドウッド製品の取引停止を継続している。」

また、全面的に取引を停止した 1 社は、「取引契約期間の満了を迎えた時点で、営業上の条件が折合わず、契約延長をしなかった。」との理由を挙げている。

(3)輸入に際したデューデリジェンスにおけるトレーサビリティの確認について(問3)

表 1.輸入に際したデューデリジェンスにおけるトレーサビリティの確認について (ルーマニア材)

			1	1	
	A 社	B社	C 社	D社	E社
原料の伐採国(ルーマニアであること)まで	0	0	0	0	
ルーマニア国内に位置する製材工場まで	0	0			0
木材集積所(Depot)まで	0	0			
山土場まで(Loading point)まで	0	0			
最小林班または切り株まで	0	0			
森林経営関連情報まで	0				
森林認証		0	0	0	
その他	0	0	0	0	

回答のあった5社のうち、輸入している製品のうち、原料の伐採国がルーマニアであるものに関して、 伐採国(ルーマニア)までのトレーサビリティを把握しているのは5社すべてであったが、100%の把握は1社のみ、50%程度の把握が2社と、定量的な把握は3社に留まっている。

また、ルーマニア国内の製材工場まで把握しているのは、5 社中 3 社であり、製材工場より川上のサプライチェーンについては、5 ち 2 社が木材集積所(Depot) - 山土場(Loading point) - 最小林班(または切り株)までの把握を行っている。

上記 2 社による伐採地までのトレーサビリティに利用されたツールは、ルーマニア政府による木材原料追跡システムである SUMAL、HS ティンバー社の独自の流通管理システムである Timflow に加え、政府が発行する伐採許可材積書である APV、運搬許可証である AVIS 等の書類が挙げられている。

全5社のうち3社は、PEFC認証のCoCドキュメントあるいは管理材であることを確認し、トレーサビリティを担保していると回答している。

回答のあった 5 社のうち 1 社は、トレーサビリティの最上流にあたる伐採地での森林管理(FM)に関する情報である伐採許可証、森林インベントリ、森林管理計画書、伐採事業者認可書に加え、サプライチェーン中流に関連する原木置き場事業者(Depot Operator)管理台帳の確認も行っていると回答している。

表 2. 輸入に際したデューデリジェンスにおけるトレーサビリティの確認について (ルーマニア材以外の輸入材)

	A 社	B社	C 社	D社	E社
原料の伐採国まで	0	0	0	0	
一次加工製材所まで		0			0
伐採された地域(州、県、郡など)まで		0			
伐採された森林管理単位(FMU)まで					
伐採された最小林班(区画)または切り株まで					
森林認証	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	

原材料の伐採国がルーマニア以外のものについて、原材料の伐採国まで把握しているのは、5 社中 4 社であり、100%の把握が 1 社、50%程度の把握が 2 社であった。また、これより川上の情報として、伐採された地域まで把握しているのは 1 社に留まった。回答のあった全 5 社のうち、4 社が森林認証によるトレーサビリティの確認を行っており、FSC によるものが 2 社、PEFC (管理材含む)が 3 社であった。森林認証の確認方法の詳細については、本アンケートには含まれていないが、厳密には「森林認証材であることをインボイス等で確認している」のか、「森林認証証書」をサプライヤーから入手しているのみなのか、または「森林認証林に由来していることを(聞き取り等で)確認した」のかで確認の質に差が出ることから、今後の調査課題として明記しておく。これより上流のトレーサビリティの確認については、伐採国の法令に則った証明書類を用いている例はなく、ルーマニア側の業者からの仕入先国リスト、原産国情報、同業者による DD 関連書類が用いられている。

(4)ルーマニアから輸入する製品のリスク判断について(問4)

表 3. ルーマニアから輸入する製品のリスク判断について

		A 社	B社	C社	D社	E社
1	調達先から合法性証明書類等が入手できない	0	0	0	0	
2	調達先から、伐採・流通時の合法性等に関する十分な情報が 得られない	0	0	0		
3	<u>調達を行う国等の政府機関により</u> 違法操業等の事例の報告 がある	0	0			0
4	国際的な調査機関(例:Preferred by Nature など)により、調達を行う国・地域に関する違法性のリスク、違法操業等の事例の報告がある	0	0			
5	報道機関により、調達を行う国・地域に関する違法性のリスク、違法操業等の事例の報告がある	0	0		0	

6	EIA や Transparency International など <u>NGO 等の</u> <u>民間団体により</u> 、調達を行う国・地域に関する違法性のリス ク、違法操業等の事例の報告がある	0	0	0	
7	FSC・PEFC 等による調達先の関係断絶	0	0	0	
8	特にリスクが高いとは考えていない				

注記:上記の表 3 中の項目 1、2 が調達先からの情報、項目 3 が調達を行う国の政府機関等からの情報、項目 $4\sim7$ が外部の第三者機関からの情報となっている。

回答を得た 5 社のうち、リスク判断に項目 $1\sim7$ すべての情報を用いているのが 2 社、調達先からの情報(項目 1、2)のみを用いているのが 1 社、調達先からの合法性証明の有無(項目 1)および外部の報道機関、NGO 等の民間機関、森林認証の状況(項目 $5\sim7$)の情報を用いているのが 1 社、調達を行う国の政府機関等からの情報(項目 3)のみを用いているのが 1 社であった。

(5)ルーマニアから輸入している製材品について、違法性のリスクが高いことを NGO は指摘しています。このような指摘を受けて、貴社ではリスクが十分に低いかどうかをどのように判断していますか? (問5)

表 4. 違法リスクが十分に低いかの判断材料とその後の対応

		A 社	B社	C 社	D社	E社
1	調達先から入手した書類・情報を根拠に、違法リスクが 低いと判断し、取り扱いを継続			0	0	
2	調達先とそれ以外からの情報を検討し追加的な調査を した結果、違法リスクが低いと判断し、取り扱いを継続	0	0			
3	森林認証材の調達により、違法リスクが低いと判断し、 取り扱いを継続		0	0	0	
4	調達先とそれ以外からの情報を検討し追加的調査をした結果、違法リスクが十分に低くはないと判断し、取引を継続しながら取引先との対話を継続中		0			0
5	調達先とそれ以外からの情報を検討し追加的調査をした結果、違法リスクが十分に低くはないと判断し、一部の製品について自ら取り扱いを止めた	0				

回答を得た5社のうち、2社(C社、D社)が調達先からの書類・情報と森林認証の有無により違法 リスクが低いと判断し取り扱いを継続している。

また E 社は、調達先とそれ以外からの情報に基づいた追加的調査を行った上で違法リスクが十分に低くないと判断し、取引先との対話を継続している。

その他の2社(A社、B社)については、調達先とそれ以外からの情報に基づいた追加的調査を行った上で違法リスクが低いと判断し取り扱いを継続しているが、うちA社は一部製品について違法リスクが低くないと判断し取り扱いを停止している。他方B社は、森林認証を根拠に違法リスクが低いと判断し取り扱いを継続しているが、一部の製品については違法リスクが低くないと判断し、取引先との対話を継続中としている。

上記の調達先以外からの情報に基づきリスクが低いと判断した2社(A社、B社)による詳細な取組は以下の通り。

A 社:2019 年 11 月、自社グループ社員による現地 DD を実施。本 DD では、ルーマニア国内ステークホルダー(WWF、NEPCON、PEFC、水・環境・森林省、林業経営者協会、日本大使館、JETRO)

と面談、ウクライナ国境での入荷・通関作業状況を調査、弊社がホワイトウッド製品を調達している ラダウチ工場及びレッチ工場の調達ソース及び同社の DD 体制・方法について DD 担当者から聴取、 両工場が原木を調達している複数ソースの最小林班(伐採現場)・伐採業者・FMU 管理組織・森林所 有者・DEPOT を訪問し、その運営状況、原木管理方法及び書類とその流れを含めた管理体制に関す る調査を実施、また、HST 社オーストリア本社を訪問の上、CSR 責任者他との面談調査を行った。 その結果、HST 社が調達するルーマニア産の原木に違法材が混入リスクは十分に低いと判断したと 共に同社の違法材を排除する為の社内体制や取組姿勢が第一回 DD 時点と比べ大きく改善されてお り、十分効果的で実効性が高いものになっているという判断に至った。また、ルーマニアにおける違 法伐採の可能性として NFI(National Forest Inventry:国家森林インベントリー)の調査結果を分析 した結果、ルーマニアにおける違法伐採材は家庭用薪炭材(広葉樹)がその大部分を占めるであろう との推定に至っている。本 DD の結果、HST 社が調達する原木に違法材が混入するリスクは十分に 低いという判断となり、注意しながら取引を継続するという結論に至ったものである。尚、本 DD は、 ルーマニア政府の?森林技術研究所の支援を受けて DD 内容及び計画を立案・策定し、弊社グルー プ社員により実施したものです。DD 後も HST 社から継続して調達ソース等に関する情報を入手し ており、コロナ禍により現地訪問による追加調査はままならないが、メール等のやり取りでのフォ ローアップ調査を継続している。

B社:以下関係機関・団体へのヒヤリング・意見交換、及び伐採現場視察を行った結果。 ルーマニア政府(水林省)、 Romsilva(原木サプライヤー)、ルーマニア大使館(在ブカレスト)、 ルーマニア大使館(在東京)、 ASFOR (業界団体)、 PEFC オーストリア、 WWF ルーマニア (NGO)、 NEPCon(コンサル、森林認証組織) 織 AgentGreen (NGO)、 JETRO ルーマニア他

(6)ルーマニアのある事業者が FSC により関係断絶されていました。この件について貴社はこの事業者から調達している製材品に対するデューデリジェンスにおいて何らかの対応をしましたか?

回答を得た5社による対応の詳細は以下の通り。

A社	2019 年 11 月に現地 DD を行った。現地 DD は必要に応じた形で継続していく方針。
B社	当該サプライヤーに対しては FSC との関係修復に向けての進捗状況について適宜報告を受け、確認している。
C社	PEFC 認証により合法性確認を行った。
D社	当事業者と FSC 間で合法性を巡る論争、それに続く関係断絶の決定に前後し、当事業者と取引のあった国内 2 社と合同で、原材料調達の実態調査のため、2016 年 10~11 月に現地調査(ルーマニア、オーストリア)を実施。【ルーマニア】環境水産林業省事務次官(違法伐採の現状等)・日本大使(政治情勢等)・山林伐採現場(許可証、伝票類、丸太刻印等)・当事業者工場(自社 DDS、丸太トレーサビリティ、追跡システム等)【オーストリア】森林認証認定機関(認定への見解)・当事業者社長(取組み経緯、方針)→ルーマニアの過去に違法伐採は事実も、近年、その撲滅のための施策が急速に、細部に渡り実施されてきている認識を得た。引続き FSC、NGO 団体、当事業者の活動、プレス情報収集を継続。
E社	当社を含めた取引先グループは 2016 年に現地訪問し、HSティンバーの案内で伐採地の切り株まで調査を行っています。

以上